

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊健軍駐屯地
西部方面会計隊本部
業務科長 原島 貴男

次のとおり一般競争入札を行います。

1 競争に付する事項

- (1) 件 名：高遊原泡消火設備等保守点検
- (2) 規格数量：仕様書のとおり
- (3) 納品場所：高遊原分屯地
- (4) 納入期限：令和8年3月31日

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること、なお未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) **令和7・8・9年度の防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）九州・沖縄地域の「役務の提供等」の「D」等級以上の資格を有するもの。**（全省庁の競争参加資格を有する登録業者は、**資格審査結果通知書（写）を令和8年1月23日（金）までに提出すること**）
- (4) 大臣官房衛生監、防衛政策局長及び防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

3 公告の掲示場所

西部方面隊ホームページ (<https://www.mod.go.jp/gsdf/wae/>)
陸上自衛隊健軍駐屯地、北熊本駐屯地、自衛隊熊本病院、熊本防衛支局

4 契約条項・入札等参加者心得を示す場所

陸上自衛隊健軍駐屯地西部方面会計隊本部業務科契約班及び西部方面隊ホームページ

5 競争入札執行の日時場所

- (1) 入札場所：陸上自衛隊健軍駐屯地 5号庁舎 会計隊会議室
- (2) 日 時：令和8年1月30日(金) 13時30分

6 落札決定方法

- (1) **総額（税抜き価格）が予定価格以内の最低額の入札をした者を落札者とする。**
- (2) 全ての入札が予定価格の制限に達しない場合は、再度入札（日時は別示）を実施する。
- (3) 同額の入札の場合については、抽選により決定する。

7 保証金に関する事項

(1) 入札保証金：免除

ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する。

(2) 契約保証金：免除

ただし、契約者がその契約上の義務を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

8 入札の無効

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札

(2) 入札金額を訂正してある入札、入札書の記載事項、押印を省略しない場合は押印が不明瞭なもの。

(3) 入札参加資格者に関する条件に違反した入札

9 契約書等作成の要否

(1) 「駐屯地用標準契約（請）書」の様式により作成提出

(2) 適用する契約条項

「役務請負契約条項」

「談合等の不正行為に関する特約条項」

「暴力団排除に関する特約条項」

10 その他

(1) 郵便又は持参による入札を可能とする。

(2) 入札書に「当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は、入札心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。」と余白に記入すること。 電信電話による入札は認めない。

(3) 送信封筒に必ず「（入札日時及び入札件名）入札書在中」の記載をし、入札期日の前日17時迄に必着するよう郵送（持参）し送付後、業務科契約班まで電話連絡すること。（再度入札を含む。）また、市場価格調書を令和8年1月23日（金）午前中までにFAX送信のご協力をお願いします。

(4) 入札に関する委任を受けた者は、入札執行前に委任状を提出すること。

(5) 入札における消費税の取り扱い

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税法に規定する消費税率に基づく消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額に消費税法に規定する消費税に基づく消費税法に相当する金額を差し引いた金額（税抜き）を入札書に記載すること。

(6) 開札後、落札者に連絡します。

11 入札に関する事項の問い合わせ先

〒862-0901

熊本県熊本市東区東町1-1-1

陸上自衛隊健軍駐屯地 西部方面会計隊本部 業務科 契約班（担当：佐々木）

TEL 096-368-5111（内線4681）

FAX 096-368-3579







12 仕様書に関する事項の問い合わせ先



陸上自衛隊高遊原分屯地 高遊原派遣隊施設班（担当：大島）

TEL 096-232-2101（内線352）

表紙共 8枚

高遊原泡消火設備等保守点検

業務隊長	所 掌				
	派遣隊長	施設班長	當繕主任	水道	工事企画
					

工事企画合 議					
管理科長	當繕班長	當繕班長	當繕陸曹	管財主任	施設管理
					

仕 様 書

件 名	高遊原泡消火設備等保守点検	所 属	健軍駐屯地業務隊高遊原派遣隊
		作成年月日	令和 7年 12月 5日
		作 成 者	防衛技官 大島 温子

1 総 則

本仕様書は、「高遊原泡消火設備等保守点検」について適用する。

2 場 所

熊本県上益城郡益城町大字小谷 1 8 1 2 陸上自衛隊高遊原分屯地

3 実施事項

本役務は、下表の泡消火設備等の保守点検を実施する。

泡消火設備		
施設名称	型 式 等	設置場所 (数量)
第 1 格納庫	ポンプ KTY1256B3M30 (川本製作所) 電動機 TIKK-DCK21 (東芝) 泡消火薬剤混合装置 F-623T (立売堀製作所)	65号建物 1階機械室
	移動式泡消火設備 泡消火薬剤 泡第 17～3号 (大日本イキ化学工業) カフフォーム F-623T	64号建物 3カ所
第 3 格納庫 第 4 格納庫	ポンプ MKF1003-618 (テラキョクトウ) 電動機 E92900018 (三菱エレクトロニコポレーション)	50号機械室
	移動式泡消火設備 泡消火薬剤混合装置 MTD-040A (能美防災) 泡消火薬剤 泡第 10～6号 (日本ドライケミカル) サーフーター (Ⅲ) 3%	30号建物 4カ所 39号建物 2カ所
第 5 格納庫	ポンプ PUA5-03-02 (川本製作所) 電動機 MRA7169A (富士エレクトロニクス)	49号建物
	移動式泡消火設備 泡消火薬剤混合装置 LP-400T・I-103 (深田工業) 泡消火薬剤 泡第 30～2号 (ヤマトプロテック) アルファフォーム 310X 泡消火薬剤 泡第 10～6号 (日本ドライケミカル) サーフーター (Ⅲ) 3%	46号建物 2カ所
第 6 格納庫	ポンプ PFU-1 (エバラ製作所) 電動機 TIKK-DCK21 (東芝)	60号建物
	移動式泡消火設備 泡消火薬剤混合装置 HFB-160U-L-K (初田製作所) 泡消火薬剤 泡第 30～2号 (ヤマトプロテック) アルファフォーム 310X	59号建物 3カ所

G施設	移動式泡消火設備 固定式泡消火設備	屋外 3カ所 タンク周囲3基× 各2カ所
	ポンプ 150MSFU2ME630 (荏原製作所) 電動機 B-4BG1 XA (ISUZU) 泡消火薬剤混合装置 PPT-18-B (日本ドライケミカル) 泡消火薬剤 泡第56~3号 (日本ドライケミカル) サーフオーター 3%	56号建物

屋内消火栓設備		
場所	型式等	消火栓数量
65号建物	ポンプ KTY1256B3M30 (川本製作所) 電動機 TIKK-DBK21 (東芝)	3個 (1F~3F×各1)
50号建物	ポンプ MKF1003-618 (テラルキョクトウ) 電動機 SB-JR E92900018 (三菱電気)	2個 (1F~2F×各1)
60号建物	ポンプ PFU-1 (エバラ) 電動機 TIKK-DCK21 (東芝)	3個 (1F~3F×各1)
38号建物	ポンプ 50MCFU363.7 (エバラ) 電動機 1K 50541054 (東芝)	3個 (1F~3F×各1)
44号建物	ポンプ 50MCFU363.7 (エバラ) 電動機 1K 50541054 (東芝)	3個 (1F×2, 2F×1)
52号建物	ポンプ KTK 406C2.2 (川本製作所) 電動機 MLC 8097Z (富士電機)	4個 (1F~4F×各1)

屋外消火栓設備		
場所	型式等	消火栓数量
6号建物	ポンプ PW783779 (エバラ) 電動機 70286750 (東芝)	11個

動力消防ポンプ設備		
場所	型式等	数量
68号建物 車両車載	本体 シハウ B716 (SF656AZI) (株式会社 IHI シハウ)	1台

4 一般事項

- (1) 本役務は、本仕様書及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書」による他、消防法、消防法施行令、消防法施行規則及びこれに基づく告示等の関係法令に基づき実施すること。
- (2) 隊員若しくは部外者等に損害を与えた場合、又は施設等を破損した場合で、その原因が本役務に関わると認められた場合、請負者が補償及び賠償の責を負うこと。
- (3) 本仕様書等に記載なき事項については、技術上当然必要であり、実施すべき事項については、請負者の負担において実施するものとする。
- (4) 本役務の安全管理については、請負者の負担と責任において実施すること。
- (5) 本役務に伴う分屯地及び各建物の立入り、その他制限事項は当該諸規定に従うこととし、その都度監督官から指示する。
- (6) 役務完了後、検査官による点検結果報告書等の提出書類の確認をもって完了検査とする。
- (7) 本役務での作業用電気及び水は、原則請負者の負担とする。
- (8) その他疑義が生じた場合は、監督官と調整の上実施すること。

5 特記事項

- (1) 役務実施日は、契約後速やかに監督官と調整するものとする。
- (2) 本役務の実施者は、消防法等で定められている点検整備に必要な知識、技能及び資格を有するものとする。
- (3) 本役務は、消防法に基づく点検要領により機器点検、総合点検を行う。また、結果報告書等の作成は、消防用設備等の点検の基準及び点検結果報告書等について定める消防庁告示を遵守し適切に実施すること。ただし、点検内容が部隊運営に支障を及ぼす可能性があるものについては事前に監督官と実施内容を調整し、点検を実施するものとする。
- (4) 泡消火設備の消火栓等は、放水試験のみ実施するものとする。ただし、燃料施設の固定式泡消火設備については泡放出試験及び放水試験を行わない。
- (5) 屋外消火栓（水道所）及び屋内消火栓（東隊舎）については、水道圧のみで試験を行い、ポンプの点検はポンプ室送水管のバルブを閉めて実施すること。
- (6) 保守整備に必要な工具、計測機器及び採液に必要な容器等の消耗品は請負者の負担で準備し、軽微な補修は、請負者負担の上、実施すること。
- (7) 別途経費を必要とする修繕箇所が発見された場合は、報告書及び写真にて報告すること。その際、見積書を添付すること。

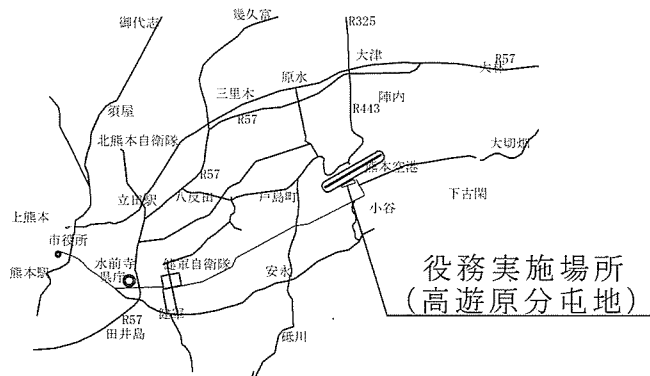
6 提出書類

監督官の指示する時期に、以下の書類を提出する。

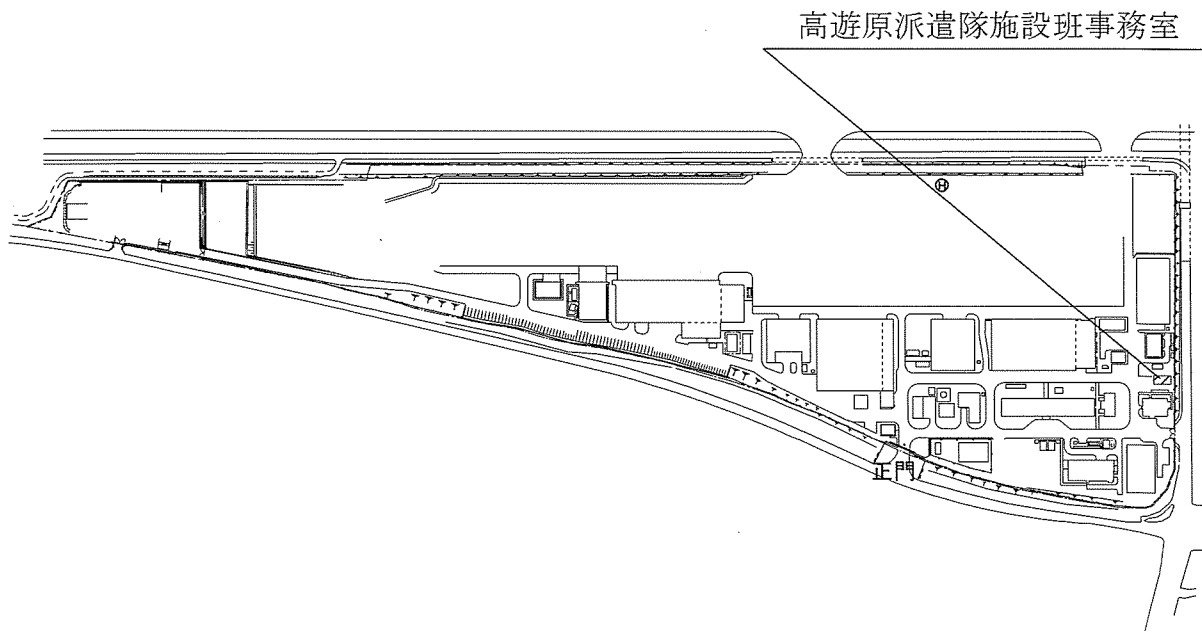
- (1) 工程表（予定及び実施）
- (2) 着工届、完成届
- (3) 役務写真

作業前、作業中、作業後、使用材料及び器材等の写真を撮影し、工事写真帳（A4）に整理して提出する。

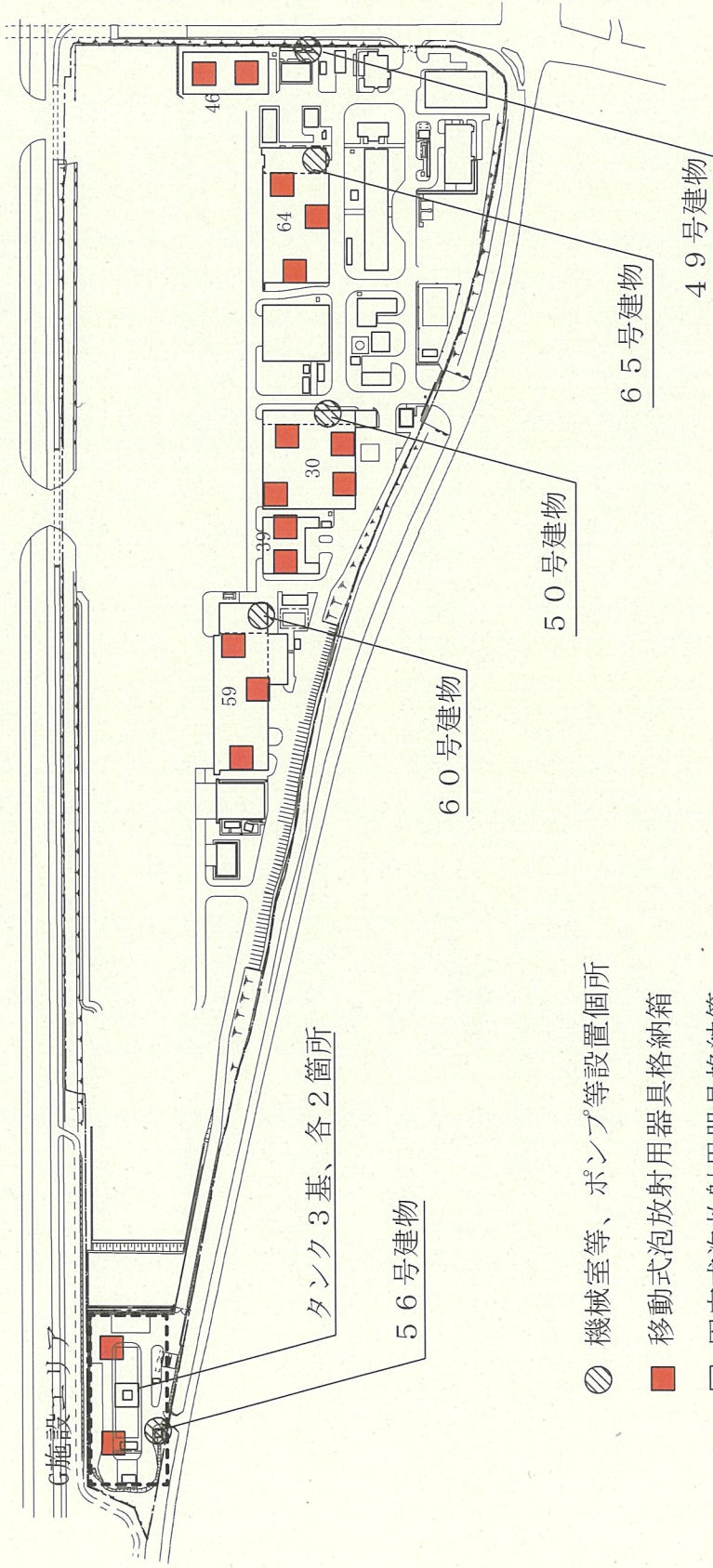
- (4) 消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書
- (5) 消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果総括表
- (6) 消防用設備等（特殊消防用設備等）点検者一覧表
- (7) 泡消火設備点検票
- (8) 屋内消火栓設備点検票
- (9) 屋外消火栓設備点検票
- (10) 動力消防ポンプ設備点検票
- (11) 役務従事者の資格免許証等の写し
- (12) その他監督官が指示したもの



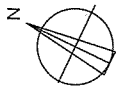
案内図 S=1:X



配置図 S=1:X



泡消火設備配置図 S=1 : X



6号建物

64号建物
(第1格納庫)

30号建物
(第3格納庫)

68号建物
(消防車庫)

60号建物
(第6格納庫)

52号建物
(生活隊舎)

44号建物
(体育館)

38号建物
(東隊舎)

凡例
■ 屋外消火栓

屋内消火栓・屋外消火栓・動力消防ポンプ設備配置図 S=1:X

入札書

品名：高遊原泡消火設備等保守点検

履行期限：8.3.31

履行場所：高遊原分屯地

入札金額：¥

「当社は入札心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約します」

上記の金額をもって入札心得書及び入札説明書の条項を承諾の上、入札します。

令和8年1月30日

分任契約担当官陸上自衛隊健軍駐屯地

西部方面会計隊本部

業務科長 原島 貴男 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

代理人氏名

印

印

注：金額、月日等の数字は算用数字で明確に記載すること。

委任状

受任者

営業所名

役職

氏名

使用印

印

私は上記の者を代理人と定め、下記の入札・見積及び契約に関する権限を委任します。

記

品名：高遊原泡消火設備等保守点検

履行期限：8.3.31

履行場所：高遊原分屯地

委任者

住所

商号又は名称

役職

代表者氏名

印

分任契約担当官陸上自衛隊健軍駐屯地

西部方面会計隊本部

業務科長 原島 貴男 殿